

平成21年度『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業 募集要領

平成21年3月27日

国土交通省国土計画局

1. 趣旨

人口減少、高齢化といった社会情勢の変化が進展し、公共交通や福祉などの社会サービスの継続が困難となり、あるいは従来以上にきめ細かな対応が必要となるなど、地域づくりを進める上で様々な問題が生じています。一方で、個人、NPO、企業等の多様な民間主体の活動が多様化・高度化し、私的な利益にとどまらない公共的価値を創出するような状況が生まれています。そこでこのような民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政とが有機的に連携して協働し、従来の「公」の領域に加え、公共的価値を含む「私」の領域や「公と私との中間的な領域」にその活動を広げ、地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていくとき、これらの主体を「新たな公」と位置づけます。『新たな公』による地域（コミュニティ）づくりとは、「新たな公」が地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていくもので、例えば、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、防犯・防災対策、子育て支援、高齢者福祉、地域交通の確保など地域における広汎な課題に適しています。

本モデル事業では、こういった「新たな公」による地域（コミュニティ）づくりの活動をモデル的に実施するため、「新たな公」の担い手となる団体から地域づくりの具体的な活動についての先進的、モデル的でありかつ一過性でない活動に関する提案を広く募集し、応募された提案の中から相当数を選定して、調査費（国費）を活用して活動を展開していただきます。これらの活動を通して「新たな公」による地域づくりの新しい道筋をつけるとともに、その成果をとりまとめ広く公表することにより、そうした取組を全国に広め展開していくことを目的とします。

2. 募集提案に関する方針

(1) 応募主体

応募主体は、「新たな公」によるコミュニティ創生活動を担う地域団体、NPO法人その他の団体、及び、これらの団体の活動を支援する中間支援組織（個別のコミュニティ創生活動を支援する組織のことをいいます）とします。詳細は以下のとおりです。なお、市町村単独での応募はできません。

①単独団体での応募は、当該団体が法人格を有している場合か、または、法人格のない任意の団体で以下のすべての要件に該当する場合に可能です。

- ・代表者の定めがあること
- ・モデル事業実施手続きを適切かつ効率的に行うため、団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者等を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること

②複数の団体から構成される協議会等（市町村がその資格をもって構成員に含まれる場合を含みます。）による応募については、当該協議会等が①の「単独団体での応募」と同じ要件を全て満たしている場合に可能です。市町村が当該協議会等の

事務局となっている場合には、当該協議会等の代表者として応募することが可能です。

- ③複数団体が連名で応募することもできます（当該活動に賛同する市町村が含まれる場合を含みます）。この場合、代表団体を定めた上で当該代表団体から応募していただきます。代表団体は、①の「単独団体での応募」で示した要件を全て満たしている団体か、または、連名で応募している市町村であることとします。

- ・同一の主体からの提案は、原則として1件に限ることとします。ただし、異なる民間団体との連名提案で、異なる提案内容の応募を行う場合、同一の主体が複数の応募に参加することは認めます。

（2）21年度重点事項

過疎集落等においてますます深刻化している人口減少や高齢化等の厳しい状況を踏まえ、21年度は、基礎的条件の厳しい過疎集落等において、住民がその地域に住み続けるために不可欠なコミュニティの維持・創生に関する活動について特に重点的に支援します。

そのため、21年度に重点的に募集する案件は、次に掲げる「重点分野」1，2，3に該当する活動に関する提案であることとします。過疎集落等においては地域づくり活動やそのコーディネートを担う人材が不足している実態を踏まえ、重点分野に該当する活動を行う人材の育成、マッチング、専門知識によるアドバイス等により地域づくり活動を中間的に支援する活動についても重点的に募集します。

＜重点分野＞

1. 過疎集落等における社会サービスの維持・強化に関する活動（高齢者見守り、雪かき、共有物の管理、移動サービス、生活必需品の販売）。または、集落の統合等のための活動（集落の文化・記憶等の伝承、構成員の合意形成）。
2. 集落外部との連携等の工夫による水源地、森林等の適切な管理に関する活動。
3. 地域の自然・伝統文化資源を活用し、過疎集落等における活動（観光的な活動を除く）に重点をおいた、リピーター型の地域間交流や二地域居住等を行う活動。

（3）対象経費

- イ. 本モデル事業に提案頂く活動費の1件あたりの上限は250万円/年とします。（但し、国の予算の制約により変動する可能性があります。）

ロ. 本モデル事業の活動において、国費で措置できる経費は主に

- ①ヒアリングやアンケート等を通じた地域ニーズ・課題の把握・整理、具体的な活動方策の検討
- ②住民等を含めた関係者間の合意形成、外部からのアドバイザー招聘等を通じた人材育成・研修、普及啓発等の諸活動を含む活動環境の整備
- ③社会実験的な具体的な活動の実践
- ④コミュニティを持続可能なものとするために必要な経費をまかなうための経済活動のための環境整備などを想定しています。

本モデル事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等は対象となります。なお活動の報告につきましては、A4用紙に10枚程度をホチキス止めでご提出いただくことを想定していますので、報告書作成のための印刷製本費を計上して頂く必要はありません。

ハ、以下のような経費は国費による措置の対象とはなりません。

- ①応募団体により従来から行われている取組の単純な振替に当たる経費
- ②国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ③市町村職員の人件費、旅費、市町村職員が使用する消耗品費
- ④恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれ得ない経費
- ⑤先進事例視察費
- ⑥営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費
- ⑦一過性・単発のイベント等の実施に関する経費
- ⑧活動の主たる部分を応募主体以外の者に委託する場合の経費

(4) モデル事業の実施期間

本モデル事業として実施する取組は、平成21年度中に実施可能な活動であることとします。

複数年度にわたる実施が必要となる取組については、最大3年を限度として、必要に応じて次年度以降においても本モデル事業としての継続的な実施が可能となるよう考慮します。この場合、予め次年度以降も含めた全体計画の作成が必要となります。また、年度ごとに成果をあげて頂くとともに、2年目以降も毎年度改めて応募していただく必要があります。

なお、「複数年度にわたる実施が必要となる取組」とは、複数年にわたる活動全てが一連の活動であり、一部の実施では成果が得られない取組であることとします。(例えば、1年目にある地域で活動を行い、2年目には別の地域で類似の活動を行う、という計画では、複数年度にわたる実施が必要とは見なされません。)

(5) 実施体制

本モデル事業は、原則として応募主体が自ら行うこととします。

応募団体以外の者に当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く）を委託（「再委託」といいます）することも可能ですが、この場合はあらかじめ承諾を得てください。なお事業の主たる部分を再委託することはできません。

(6) 関係自治体との協働

応募にあたっては、連携・協働する関係市町村の推薦を得る必要があります。関係する市町村が複数ある場合は、いずれか一つの市町村の推薦で構いません。なお、市町村が(1)の②、③に示す代表者または代表団体となっている場合には、市町村の推薦は不要です。

また、市町村以外に都道府県とも連携・協働した活動である場合には、関係都道府県による推薦を得て頂くこともできます。この場合にも関係市町村の推薦は必要です。

(7) 目標の設定

提案される取り組みを通して実現したい目標を設定することが必要です。目標は、可能な限り、客観的な効果把握が可能なものとしてください。

3. 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

(1) 選定にあたっての審査項目

モデル事業の選定にあたっては、「新たな公」によるコミュニティ創生活動の全国展開を図るといふ本モデル事業の趣旨を踏まえ、特に以下の事項に留意します。

①地域課題把握の的確性

コミュニティに関する地域の課題について、十分な分析、検討の上で的確に把握しており、課題の解決に向けた目標が適切に設定され、目標達成に向けた効果的で、実現可能性が高い活動が計画されていること。

②地域社会における協働性

新たな地域経営の担い手（「新たな公」としての主体の自立性を有するとともに、地域ニーズに応じた社会サービスの実現において相乗効果が見込め、「新たな公」の担い手としての役割を十分に果たせる程度に、地域住民、市町村等との連携、協働が十分であること

③先進性・チャレンジ性、モデル性

地域資源や地域特性を十分に踏まえ、(i) コミュニティの意欲を反映した高い目標が設定され、地域独自の創意工夫がこらされた活動であること、(ii) 多くの地域が抱える課題に対して波及効果の高い一つの取組例を示す活動であること。

④重点分野への適合性

重点分野の趣旨に合致していること

⑤コミュニティ創生等の実効性

当該活動が、地域づくりの方向性に関する地域住民の合意形成、地域の人的ネットワークの維持・発展、社会サービスやコミュニティ機能の維持・拡充など、コミュニティの創生や再編に向けたプロセスが明確であり、コミュニティが創生される実効性が高いと考えられること

⑥活動の持続可能性

人的、物的、資金的な面から、当モデル事業の終了後も、「新たな公」としての活動が持続可能となるような創意工夫がなされていること

※④については21年度に新規に応募されるご提案に対してのみ適用します。

(2) 選定プロセス

応募から提案の採択、事業の実施までのプロセスは以下の通りです。

①提案の公募

国土交通省は、事業の提案に必要な事項（この募集要領）を定めて公募を行

います。

②提案の応募

応募主体は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載しているモデル事業の根幹に関わる変更があった場合、当該提案書の応募主体及び推薦団体は速やかに担当窓口へ連絡するとともに、変更後の提案書を郵送及びメールにてお送り下さい。

③提案の選定

提出いただいた書類の内容等をもとに、「1. 趣旨」及び「2. 募集提案に関する方針」に合致し、「3. (1)を審査項目」として、有識者からなる『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業審査委員会（以後、「審査委員会」といいます）において選定します。選定の結果は応募主体あてに通知します。（5月中を想定）

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

平成20年度に当モデル事業として実施された活動で平成21年度も継続して実施しようとするものについては、平成21年度の応募内容とともに平成20年度事業の評価も選定の判断材料とさせていただきます。

④契約の締結

国土交通省は、採択された提案について応募主体あて（連名での提案の場合には代表団体あて）に通知するとともに、「6. 提出方法及び問い合わせ先」に示す実施予定地域を管轄する地方整備局等にて契約の手続きを行います。（連名での提案の場合には、代表団体との間で契約の手続きを行います。）

なお、契約手続きに際し、実施内容の精査等のため応募団体と個別に協議させていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

本事業の実施に係る経費は、モデル事業実施後に納入された報告書及び経費の精算に係る書類を検査した後、認められた経費について精算払いさせていただきます。

⑤評価

本モデル事業では、選定された取組の成果を把握するため、審査委員会委員または国土交通省職員が活動に参加する等により活動の状況を確認させて頂くとともに取組の評価を実施します。評価には当初計画に対する達成度、課題の克服状況等の結果・効果などを含みます。（平成21年度内）

4. 提出書類

提案内容については、下記様式にモデル事業の実施内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔、明瞭にまとめて記入の上、提出して下さい。なお、①～⑥については、国土交通省国土計画局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/index.html>) よりファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

①様式1：提案書（課題、事業内容、多様な主体との連携・協働等）

※提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨をご理解の上、活動内容が具体

的にイメージできるように記入して下さい。活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意ください。

※モデル事業の事業費に自主財源を併せて一体不可分の活動を行うことを提案される場合には、活動の全体像をお示し頂くとともに事業費で行う部分を明らかにしてください。

②様式2：モデル事業実施フロー図

※契約の時期と想定される6月以降の活動を記入して下さい。

※複数年度にわたるモデル事業を想定する場合には、次年度以降も含めた全体計画について記入して下さい。

③様式3：資金計画等

※様式1、2に記載された事業内容ごとに、概算費用と内訳、再委託の予定の有無を記載してください。

※応募時にご提出いただく資金計画は、ご提案が選定された後に、詳細内容をご提出頂きます。その際、算出方法が国土交通省の基準と異なったり、当モデル事業の対象としない経費であったりするケースにおいては、必要な修正をしていただく必要があります。また、募集の結果、独創的な提案でモデル事業として実施する必要が特に高いものが多数応募された場合には、採択件数が想定より多くなる可能性があります。このため、必ずしも応募時にご提出いただく金額での契約とはならないことがありますので、ご了承ください。

資金計画等に関する資料で応募時にご提出いただくのは様式3のみですが、ご提案が選定された場合には、2週間以内を目処に以下の資料をご提出いただきます。これらの資料を提出頂き、地方整備局等において内容の精査をさせて頂いた後に契約手続きを行うこととなります。

参考1：必要経費の概算表（全ての採択団体で作成していただきます）

※必要経費を国土交通省の基準にあった積算方法で計算したものが契約金額となります（上限金額の範囲内）。

※国費と併せて自主財源を併せて一体不可分の活動を実施される場合には、どの経費を国費で措置するかを明らかにしてください。

参考2：事業収支予算書（収入の見込まれる活動内容である場合、または、自主財源の活用を予定する場合のみ）

※モデル事業の活動の1つとして実験事業を実施し、その事業で得た収入をモデル事業の他の活動の原資とすることができます。このような活動を予定されている場合は、その収支の予定をご提出ください。モデル事業の活動原資とすることが確認できない活動の経費には国費の措置はできません。

参考3：再委託承諾申請書【参考3-1】及び履行体制に関する書面【参考3-2】

（活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合のみ）

※実施される活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の承諾を得る必要があります。

④様式4：応募団体整理表

※応募団体及び推薦市町村の代表者及び担当者、連絡先を記入して下さい。

※選定結果等の連絡の郵送や必要な確認等を確実にを行うため、住所、電話番号を間違いなく記入してください。

⑤様式5：関係市町村推薦書類

※市町村が2(1)の②、③に示す代表者または代表団体となっている場合には、関係市町村推薦書類は不要です。

⑥様式6：他の補助、支援事業等

※他の補助事業等との重複を避けるため、当該モデル事業以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等のうち、今年度応募予定または既に応募済み、もしくは、これまでに採択されたものがある場合は、それら補助事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。なお、従来の取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

⑦参考資料(A4版,様式自由)：応募団体の構成、活動実績、団体の規約又は規定等

※応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料

※複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写し

(注) 上記①～⑦に該当しない補足資料について

※必要に応じて、各資料における補足資料を併せて提出することができます。ただし、選定は①～⑥の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

(補足資料例示)

- ・モデル事業の実施方法等に関する資料
- ・その他先進性、モデル性の内容を補足する関連資料 等

5. 応募期間

平成21年3月27日(金)から平成21年4月8日(水)17:00まで

6. 提出方法及び問い合わせ先

「4. 提出書類」は、モデル事業を

行う予定の地域に応じ、下記送付先の「新たな公」モデル事業担当まで、①～④についてはそれぞれ正1部副2部を郵送の上電子データをメール送信、⑤～⑦については正副各1部を郵送にて提出願います。

(※)「4. 提出書類」の①～④、⑥の書類が「5. 応募期間」の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意ください。

(※)⑤のみが上記締切日に間に合わない場合に限り、モデル事業担当者までご連絡の上、当該書類の追加提出を募集締切日の1週間後の17:00まで受け付けます。

(※)締切日以降の提出書類の修正・差替は、原則受け付けませんのでご留意下さい。

(送付先)

①東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

送付先：〒980-8602

仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 022-225-2171 (内線) 6131

Mail：keiken1@thr.mlit.go.jp

②関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

送付先：〒330-9724

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館16F

関東地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 048-601-3151 (内線) 6132

Mail：keikakukanri2@ktr.mlit.go.jp

③北陸ブロック：新潟県、富山県、石川県

送付先：〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(直通) 025-370-6571

Mail：keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp

④中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

送付先：〒460-8514

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館

中部地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 052-953-8119 (内線) 6128

Mail：keikakukanri@cbr.mlit.go.jp

⑤近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

送付先：〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館1F

近畿地方整備局 建政部 計画管理課

TEL：(代表) 06-6942-1141 (内線) 6138

Mail：aratana-kou@kkkr.mlit.go.jp

⑥中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

送付先：〒730-8530

広島市中区八丁堀2-15

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 082-221-9231 (内線) 6131

Mail : aratana-kou-chuugoku@cgr.mlit.go.jp

⑦四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

送付先：〒760-8554

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 11F

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 087-851-8061 (内線) 6131

Mail : keiken@skr.mlit.go.jp

⑧九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

送付先：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館 3階

九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL：(代表) 092-471-6331 (内線) 6131

Mail : aratana-kou-kyushu@qsr.mlit.go.jp

⑨北海道

送付先：〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発計画課

TEL：(代表) 011-709-2311 (内線) 5414

Mail : aratana-kou-hokkaido@hkd.mlit.go.jp

⑩沖縄県

送付先：〒900-0006

那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎 2号館

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課

TEL：(直通) 098-866-1908

Mail : chiikisaisei@ogb.cao.go.jp

国土交通本省における問い合わせ先

国土計画局広域地方整備政策課 倉富

TEL：(代表) 03-5253-8111 (内線) 29423

Mail : g_NRB_KTS@mlit.go.jp

7. 平成21年度以降の報告等

本モデル事業は、先進的、モデル的な活動について選定するものであるため、モデル事業終了時の報告（活動内容及び活動成果・評価）を求めるとともに、その後の活動についてフォローアップ調査等を行います。報告等の内容は、各地方整備局等及び国土交通本省のホームページ等で紹介させていただき、全国の地域づくり等に取り組んでいる団体への先進的、モデル的な事例の紹介として活用させていただきます。

また、活動期間中、先進的、モデル的な事例として、全国の地域づくり等に取り組む団体や有識者等から国土交通省を通して視察等の依頼があった場合には、ご協力いただきます。

8. 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、各地方整備局等及び国土交通本省のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。